

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により橿原市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

令和六年二月十三日

奈良県知事 山下 真

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アクロスプラザ橿原

所在地 橿原市曾我町四五番一

二 橿原市から聴取した意見の概要

公園緑地景觀課

橿原市屋外広告物条例による行為の各種許可、除却届及び住所氏名変更届が必要となる場合は、手続を行うこと。

三 縦覧場所

奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター

四 縦覧期間

令和六年二月十三日から同年三月十三日まで。ただし、奈良県の休日定める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで